特　記　仕　様　書

太子町教育委員会

令和８年１１月

１．工事名称	町立山田小学校特別教室棟屋上防水工事
２．工事場所	町立山田小学校（南河内郡太子町大字山田３７２番地）
３．工事期間	契約締結日の翌日～令和９年２月２５日
４．一般事項	１．図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事仕様書」（最新版）による。
	２．工事写真は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修社団法人営繕協会「工事写真の撮り方」建築設備編によること。
	３．本工事に関する提出書類については、本町担当職員の指示により、遅滞なく提出すること。
	４．本工事施工にあたり、取り合い等による軽微な変更は、本町担当職員の指示により施工し、請負金額の変更はしないものとする。
５．工事範囲	別紙図面のとおりとする。
６．工事概要	防水工事等
	本工事は図示ののとおり、建築物の屋上及び２階室内とする。
	構造物の屋根部分は塩ビシート防水機械固定工法 1.5mm を、パラペット部分はウレタン塗膜防水を使用すること。
	室内塗装については、仮設、養生、捲れ部分の撤去及び処分を含む。
	仮設工事の昇降足場の設置場所については協議による。また、昇降足場に児童などが立ち入らないよう安全管理に務めること。
７．特記事項	（1）既設取り合いに関して現場をよく調査測量の上施工すること。
	（2）工事着手にあたり、現地確認を本町担当者立会いのもと行うこと。
	（3）環境に配慮した材料を選定すること。
	（4）施工については、授業やイベント等に支障とならないよう務めること。特に騒音等が発生する作業をおこなう場合は、事前に日程等を協議して施工日を調整すること。
	（5）１２月２５日から冬期休業が始まるが、冬期休業中に工事を施工する場合は、教育委員会及び学校と事前に協議を行うこと。
	（6）材料の搬入や保管については細心の注意を払い、安全に万全を期すよう対応すること。本小学校では今年度、屋内運動場空調整備工事を施工予定のため、作業の日程や影響範囲など予め確認し作業を行うこと。また、必要がある場合は、町職員に報告の上、事業者と調整を行うこと。
	（7）工事中の騒音振動等については、関連法令に基づき発生の防止に努めること。作業時間は原則として、午前９時から午後５時までとする。
	（8）工事に起因して発生した産業廃棄物等は、関連法令(「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」)に基づき、契約者の責任において場外処分すること。処分地については、事前に承諾を受け、処分後は証明書を提出し、町担当者の確認をうけること。
	（9）必要に応じて、保安要員等を配置すること。積算上、資材の搬入搬出等延べ３人を見込んでる。

提　出　書　類

請負者は、指定期日までに関係の書類を提出しなければならない。

工事関係提出書類一覧

書　類　名	作　成　者	宛て名	部数	提　出　期　日
着　手　届	請　負　者	契約者の甲	1	着工の日
工事工程表	〃	〃	1	契約後遅滞なく
現場代理人・主任技術者通知書	〃	〃	1	〃
現場代理人・主任技術者経歴書	本　　人	〃	1	〃
下請指導責任者届	請　負　者	〃	1	〃
下請負（委任）通知書	請　負　者	〃	1	〃
施工計画書	現場代理人	監督員	1	契約後遅滞なく
承諾書	〃	〃	1	その都度
工事打合簿	現場代理人と監督員 相互間	〃	1	打合せの都度
品質管理関係図書	現場代理人	〃	1	竣工検査時
工事写真	〃	〃	1	竣工検査時
竣工図	〃	〃	1	竣工検査時
完成通知書	請　負　者	契約者の甲	1	工事完成の日
引　渡　書	〃	〃	1	検査終了後、引渡しのとき
請　求　書	〃	〃	1	請求しようとする日

※この他にも監督員により必要と指示されたものはその都度提出すること。

※提出は１冊のＡ４ファイルで取りまとめる事。